

### 3 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導などの協議について

#### <手続き関係>

##### Q. デザインガイドラインはどの範囲に適用されるのか

A.

- ・ 御堂筋本町北地区地区計画の区域内、御堂筋本町南地区地区計画の区域内の建築物及びその敷地並びに屋外広告物に適用されます。
- ・ ただし、市道本町左専用道線以南の市道心齋橋筋に接する敷地で、都市計画道路御堂筋線に接していない敷地は除きます。

<御堂筋本町北地区>



<御堂筋本町南地区>



市道本町左専用道線

市道心齋橋筋

(市道本町左専用道線以南)

## Q. どのような行為が対象となるか

A.

- ・ 以下の行為が対象となります。
  - <建築計画デザイン協議 及び 詳細計画デザイン協議>
    - ✓ 建築物を新築、増築、改築、移転する場合
  - <意匠計画デザイン協議>
    - ✓ 道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
    - ✓ 用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
    - ✓ 屋外広告物を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合
- ・ なお、以下の建築物又はその敷地等については、デザインガイドラインの一部を適用除外としています。
  - ✓ 仮設建築物（建築基準法第 85 条の許可を受けた建築物）
  - ✓ 敷地面積が 500 m<sup>2</sup>未満のもので、隣地敷地との一体の開発が困難なもの
  - ✓ 上記のほか敷地の形状又は土地の利用上その他の相当な理由があり、市長が特に認めるもの

## Q. どのような手続きが必要か

A.

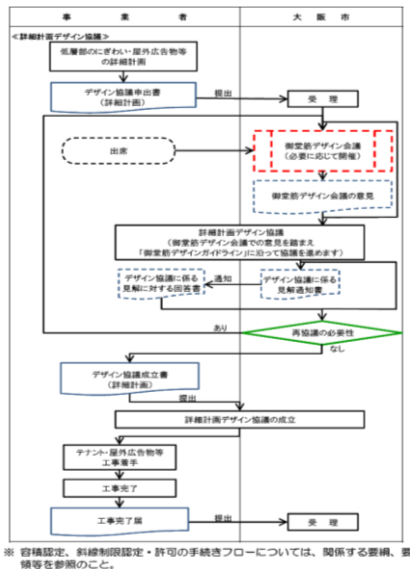
- ・ 「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づきデザイン協議を行う必要があります。
- ・ デザイン協議には、計画内容に応じて「建築計画デザイン協議」、「詳細計画デザイン協議」、「意匠計画デザイン協議」があります。
- ・ デザイン協議が成立した場合、その旨を記載したデザイン協議成立書を作成し、事業者と市長が記名押印のうえ、それぞれその1部を保管します。

### <手続きフロー>

#### ①建築計画デザイン協議

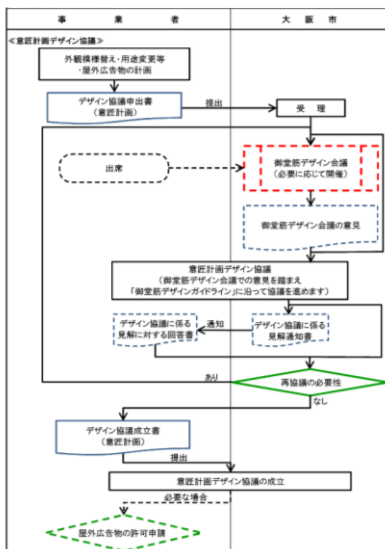


#### ②詳細計画デザイン協議



\*  
手続きフローについては、「御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町北地区・御堂筋本町南地区」でも確認できます。

#### ③意匠計画デザイン協議



## Q. 建築計画デザイン協議にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 建築計画デザイン協議の必要書類は以下のとおりです。

\*  
様式については、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する手続要領」で定めています。

1. デザイン協議申出書 (様式あり\*)
2. 事業趣旨書
3. 御堂筋デザインガイドラインに係る建築計画・詳細計画説明書 (様式あり\*)
4. 付近見取図 (縮尺 1/2, 500 以上)
5. 配置図兼 1 階平面図 (縮尺 1/200 以上)
6. 2 階平面図 (縮尺 1/200 以上)  
※ にぎわい施設が 3 階までの場合は 2 階及び 3 階平面図
7. 各階平面図 (縮尺 1/600 以上)
8. 各面立面図 (縮尺 1/200 以上)  
※ 彩色が施されたもの
9. 断面図 (縮尺 1/200 以上)
10. 透視図  
※ 彩色が施されたもの
11. 委任状  
※ 手続き等に関して代理人を委任する場合
12. その他市長が必要と認める図書

## Q. 詳細計画デザイン協議にはどのような書類(図面)が必要か

A.

・ 詳細計画デザイン協議の必要書類は以下のとおりです。

1. デザイン協議申出書 (様式あり\*)
2. 付近見取図 (縮尺 1/2, 500 以上)
3. 建築概要書
4. 御堂筋デザインガイドラインに係る建築計画・詳細計画説明書 (様式あり\*)
5. 配置図兼 1 階平面図 (縮尺 1/200 以上)
6. 2 階平面図 (縮尺 1/200 以上)  
※ にぎわい施設が 3 階までの場合は 2 階及び 3 階平面図
7. 各階平面図 (縮尺 1/600 以上)
8. 各面立面図 (縮尺 1/200 以上)  
※ 彩色が施されたもの
9. 断面図 (縮尺 1/200 以上)
10. 広告物意匠図
11. 透視図  
※ 彩色が施されたもの
12. 居住施設の概要
13. 委任状  
※ 手続き等に関して代理人を委任する場合
14. その他市長が必要と認める図書

\*  
様式については、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する手続要領」で定めています。

## Q. 意匠計画デザイン協議にはどのような書類(図面)が必要か

A.

意匠計画デザイン協議の必要書類は以下のとおりです。

<道路に面する外観の模様替、外構の模様替をする場合>

1. デザイン協議申出書 (様式あり\*)
2. 付近見取図 (縮尺 1/2, 500 以上)
3. 立面図 (縮尺 1/200 以上)  
※ 彩色が施されたもの、外観・外構の模様替を行う部分
4. 委任状  
※ 手続き等に関して代理人を委任する場合
5. その他市長が必要と認める図書

<用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替をする場合>

1. デザイン協議申出書 (様式あり\*)
2. 付近見取図 (縮尺 1/2, 500 以上)
3. 配置図兼 1 階平面図 (縮尺 1/200 以上)  
※ 変更を行う場合
4. 立面図 (縮尺 1/200 以上)  
※ 彩色が施されたもの、変更を行う部分
5. 委任状  
※ 手続き等に関して代理人を委任する場合
6. その他市長が必要と認める図書

<屋外広告物の設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合>

1. デザイン協議申出書 (様式あり\*)
2. 付近見取図 (縮尺 1/2, 500 以上)
3. 配置図 (縮尺 1/1, 000 以上)
4. 立面図 (縮尺 1/200 以上)  
※ 彩色が施されたもの
5. 広告物意匠図
6. 委任状  
※ 手続き等に関して代理人を委任する場合
7. その他市長が必要と認める図書

\*  
様式については、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する手続要領」で定めています。

## Q. 申出書の提出はいつまでにすればよいか

A.

- ・ 大規模建築物の建設計画の事前協議の申し出前又は都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づく地区計画の区域内における建築行為等の届出前にデザイン協議を行う必要がありますので、それらの手続きを行う予定を考慮し、提出してください。
- ・ ただし、御堂筋デザイン会議に意見を聴く必要がある計画については、御堂筋デザイン会議の開催日を除く 7 日以上前までに提出が必要となります。

## Q. どのような計画が御堂筋デザイン会議に意見を聴く対象となるか

A.

- ・ 御堂筋デザイン会議に意見を聴く必要がある計画は以下のとおりです。
  - ✓ 御堂筋本町北地区地区計画又は御堂筋本町南地区地区計画による建築物の容積率の最高限度の認定を受けようとする建築物
  - ✓ 都市計画道路御堂筋線に接している敷地における建築物（ただし、増築、改築、移転を行う場合で、御堂筋のまちなみ形成上影響がないものを除く。）
  - ✓ その他、市長が必要と認めるもの

## Q. 成立した協議内容を変更する場合どのような手続きが必要か

A.

- ・ 「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づき変更協議の届出を行う必要があります。

## Q. 変更協議にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 変更協議に必要な書類は以下のとおりです。
  1. デザイン協議変更届出書（様式あり\*）
  2. 当初提出した図書のうち、当該変更に係るものの変更前と変更後の図書

\*  
様式については、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する手続要領」で定めています。

### Q. 変更の届出の提出はいつまでにすればよいか

- A.
- ・ 地区計画届出前又は当該変更箇所の工事の着手前に提出が必要となります。

### Q. 工事完了届にはどのような書類(図面)が必要か

- A.
- ・ 工事完了届に必要な書類は以下のとおりです。
    1. 工事完了届 (様式あり\*)
    2. 建築物等の外観 (全ぼう及び周辺が入ったもの) 及び敷地内の状況がわかるカラー完成写真 (撮影日時を記入したもの)
    3. 運営規約及び管理規約又はそれに類するもの
      - ※ 居住施設を建築する場合

\*  
様式については、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する手続要領」で定めています。

### Q. 工事完了届の提出はいつまでにすればよいか

- A.
- ・ 工事が完了した日から 14 日以内に提出が必要となります。